

平成22年度決算

新地方公会計制度による

普通会計財務諸表
連結財務諸表



兵庫県新温泉町

目次

はじめに	1
第1 財務諸表の作成にあたって	1
1 財務諸表を用いた財政分析	1
2 財務諸表の作成基準	1
3 作成基準日・対象期間	2
第2 財務諸表	3
1 貸借対照表	3
(1) 貸借対照表とは	3
(2) 普通会計貸借対照表	5
(3) 普通会計貸借対照表の概要	6
2 行政コスト計算書	7
(1) 行政コスト計算書とは	7
(2) 普通会計行政コスト計算書	8
(3) 普通会計行政コスト計算書の概要	9
3 純資産変動計算書	10
(1) 純資産変動計算書とは	10
(2) 普通会計純資産変動計算書	11
(3) 普通会計純資産変動計算書の概要	12
4 資金収支計算書	13
(1) 資金収支計算書とは	13
(2) 普通会計資金収支計算書	14
(3) 普通会計資金収支計算書の概要	15
第3 普通会計財務書類に基づく財務分析（平成22年度）	
1 町民一人当たり貸借対照表	16
2 社会資本形成の世代間負担比率	16
3 歳入額対資産比率・歳入額対純資産比	17
4 有形固定資産の行政目的別割合	17
5 資産老朽化比率	18
6 地方債の償還可能年数	18
7 町民一人当たり経常行政コスト	19
8 行政コスト対公共資産比率	20
9 受益者負担比率	21
10 行政コスト対税収等比率	21
11 基礎的財政収支	22
地方公共団体全体の貸借対照表	23
地方公共団体全体の行政コスト計算書	24
地方公共団体全体の行政純資産変動計算書	25
地方公共団体全体の資金収支計算書	26

第4	連結財務諸表	27
1	連結財務諸表の基本前提	27
2	連結対象団体一覧	28
	連結貸借対照表	29
	連結行政コスト計算書	30
	連結純資産変動計算書	31
	連結資金収支計算書	32

はじめに

本町では、町民の皆さんにより詳しく現在の財政状況をお知らせするため、平成20年度から総務省の「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示された「総務省方式改定モデル」を用いて財務諸表4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しました。

また、新地方公会計制度に基づき普通会計だけでなく、本町の公営事業会計（企業会計、特別会計）および一部事務組合、広域連合、第三セクター等の外郭団体の財務書類を連結した「連結財務書類」についても作成しました。

本町が現在までに取得した資産及び負債（ストック情報）や、発生した経費（コスト情報）などを通して、本町の財政状況に対する理解を深めていただけると幸いです。

今後とも資産と負債の適正な管理に努めるとともに、更なる行政の健全化を目指し、コストの縮減と持続可能な財政運営を図ってまいります。

平成24年3月

総務課 財政係

第1 財務諸表の作成にあたって

1 財務諸表を用いた財政分析

地方公共団体の財務会計は、年度単位を基本とする現金主義がとられており、収入と支出を単純に差し引きする単式簿記の方法を用いているため、取得した資産の状況や減価償却などの費用についての把握ができません。現金の出入りだけではなく、これまでに蓄積された“資産”や発生した“経費”を含めて分析・公表するために、民間企業の会計手法を取り入れたのが「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」です。

「貸借対照表」は、本町が保有している資産や負っている地方債の状況を示しており、行政サービスを提供するための資産をどれだけ保有しているか、また、その見返りとして将来世代の負担となる地方債等の債務がどのくらいあるかを知ることができます。

「行政コスト計算書」は、本町が1年間に提供した行政サービスに要したコストと、その財源である負担金、使用料などの収入を明らかにしたものです。

「純資産変動計算書」は、本町の純資産の変動について、年度当初から年度末にかけてどのような増減があったか表しています。

「資金収支計算書」は、行政活動を資金の流れからみたものであり、資金の増減内訳を、一定の活動区分（経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支）別に表示したものです。

これら財務書類の分析による指数等は、16頁以降に掲載しています。

2 財務諸表の作成基準

総務省の「新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月）」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月）」の作成要領に基づき、普通会計、公営事業会計（企業会計、特別会計）については、同省の昭和44年度以降の「地方財政状況調査表」及び「歳入歳出決算書」をもとに作成しました。一部事務組合、広域連合並びに第三セクター等については、当該団体において作成されている決算書類をもとに作成しました。

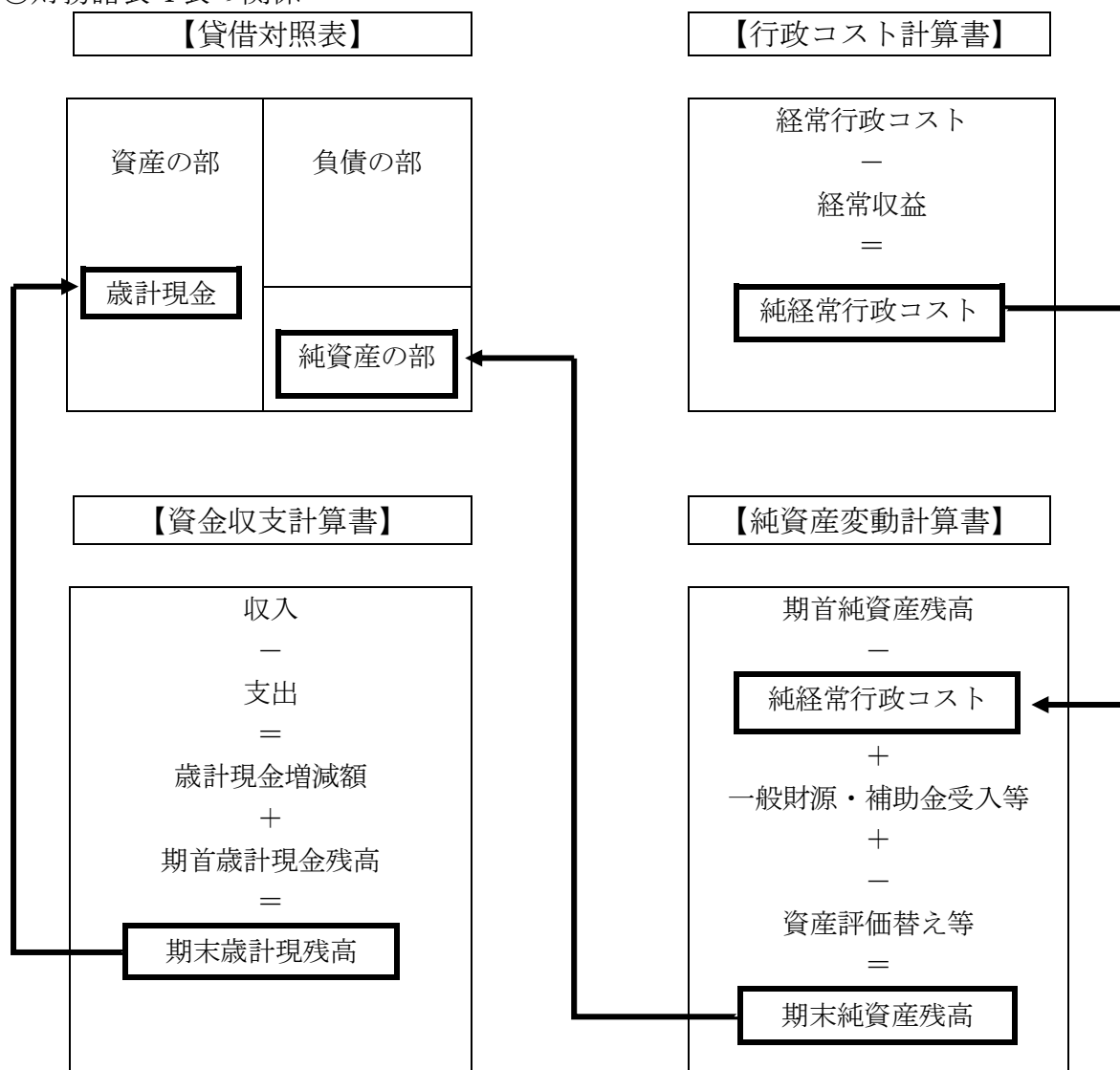
本町が連結対象とする普通会計以外の会計は、24頁の一覧表のとおりです。

3 作成基準日・対象期間

貸借対照表は、平成23年3月31日を作成基準日としています。行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書は、平成22年4月1日から平成23年3月31日を作成対象期間としています。

ただし、普通会計、公営事業会計における出納整理期間中（平成23年4月1日から5月31日）の出納については、基準日及び対象期間までに終了したものとして処理しています。

◎財務諸表4表の関係



貸借対照表の「純資産の部」の変動を表したものが、純資産変動計算書です。純資産変動計算書における純資産の変動要因の主なものが「純経常行政コスト」と「一般財源、補助金受入等」ですが、そのうち「純経常行政コスト」の明細を示すのが行政コスト計算書になります。

「資金収支計算書」は、歳計現金の動きを表す計算書ですので、「期末歳計現金残高」は、貸借対照表の「現金預金」と一致します。

第2 財務諸表

1 貸借対照表

(1) 貸借対照表とは

貸借対照表は、年度末における資産、負債等の状況を表した財務状況報告書で、具体的には、これまでの行政活動によって形成された道路、建物、土地などの資産と、その資産を形成するために要した負債や財源との関係を表したものです。

資産の部、負債の部及び純資産の部で構成され、負債の部には将来の町民負担が純資産の部にはこれまでの町民負担が計上されています。つまり、資産の部は“資金の使途”を、負債の部及び純資産の部は“資金の調達方法”を示すこととなります。

〈貸借対照表のイメージ〉

資金の使途	資金の調達方法
〔資産の部〕 これまでに形成された町の行政サービスを提供するための経営	〔負債の部〕 将来の世代が負担する金額 (地方債、退職手当引当金等)
資源 (土地や建物、基金、現金等)	〔純資産の部〕 これまでの世代が負担した金額

【貸借対照表の構成】

[1] 資産の部

① 有形固定資産

- ・資産形成分野を明らかにするために、生活インフラ・国土保全、教育、福祉等の行政目的別に表示しています。
- ・評価額は取得原価主義（その年度の支出額）です。
- ・他の団体（国、県、民間等）に支出した負担金、補助金によって形成されたものは含みません。
- ・昭和44年度以降の「地方財政状況調査表」の投資的経費である普通建設事業費の累計額から減価償却累計額を除いた額を計上しています。減価償却は定額法により行います。
- ・土地については減価償却を行いません。

② 売却可能資産

- ・平成22年度は、町の財産のうち今後売却可能な物件を選定し計上しました。

③ 投資及び出資金

- ・公営企業や公益法人等への出資金及び出捐金の現在高を計上しています。

④ 貸付金、基金

- ・貸付金及び基金の現在高を計上しています。

⑤ 長期延滞債権、回収不能見込額

- ・収入未済額のうち、前年度以前に発生した債権について「長期延滞債権」に計上しています。
- ・「長期延滞債権」及び「貸付金」のうち、将来回収不能となると見込まれるものを、「回収不能見込額」に計上しています。

平成22年度については、過去5年間の不能欠損額 ÷ (滞納繰越収入額 + 不能欠損

額)の平均値を用いて算出しました。

- ⑥ 現金預金
 - ・流動性の高い基金である「財政調整基金」及び「減債基金」、形式収支に相当する「歳計現金」を計上しています。
- ⑦ 未収金
 - ・収入未済額のうち、今年度に発生した債権について計上しています。うち、将来回収不能となると見込まれるものを、「回収不能見込額」に計上しています。計上方法は、「長期延滞債権」の「回収不能見込額」と同様です。

[2]負債の部

- ① 固定負債
 - 地方債
 - ・作成基準日における地方債残高から、流動負債に計上する「翌年度償還予定額」を控除した額を計上しています。
 - 退職手当引当金
 - ・年度末に職員全員が普通退職したと想定し、その退職手当の要支給額を計上しています。
 - ・流動負債の「翌年度支払予定退職手当」として計上されたものを除きます。
- ② 流動負債
 - 翌年度償還予定額
 - ・作成基準日における地方債残高のうち、翌年度償還予定額を計上しています。
 - 翌年度支払予定退職手当
 - ・次年度に支払う予定の退職手当を計上しています。

[3]純資産の部

- ① 公共資産等整備国県補助金等
 - ・「有形固定資産」を取得する際に、財源として国及び県から受けた補助金等(減価償却分を除いた額)を計上しています。
- ② 公共資産等整備一般財源等
 - ・「有形固定資産」及び「投資等」に対して投入された財源のうち、地方債や国県補助金等を除いた額を計上しています。「有形固定資産」等を取得する際に投じられた一般財源(減価償却分を除いた額)が計上されることとなります。
- ③ その他一般財源等
 - ・「純資産」のうち、上記①・②及び「資産評価差額」を除いたものを計上しています。
- ④ 資産評価差額
 - ・資産の評価替などにより「純資産」を増減させる場合、その増減額を計上しています。
 - ・そのほかの理由で前年度数値を変更する際にも、この欄において調整することがあります。

(2) 普通会計貸借対照表（平成23年3月31日現在）

表の挿入

(3) 普通会計貸借対照表の概要

【資産の部】

資産合計は、508億867万5千円となっています。

有形固定資産は449億9,509万9千円で、道路・河川・学校整備等の施設整備に投資したものです。売却可能資産は2,475万5千円で、23年度において今後売却の可能性のある芦屋、中山、井土（旧給食センター）、井土（桧尾転地住宅地）の売却見込み額を計上しました。

投資等は45億8,735万5千円で、公立浜坂病院、但馬ふるさと市町村圏基金、町水道企業、北但西部森林組合、(株)新温泉町夢公社、(株)湯村温泉愛宕山観光等への出資及び出捐金です。また、地域振興基金、土地開発基金など特定目的基金などが含まれています。

流動資産は、12億2,622万1千円で、財政調整基金、減債基金、歳計現金および地方税等の未収金を計上しております。

【負債の部】

負債合計は、178億6,021万1千円となっています。

固定負債は160億3,777万6千円で、翌々年度以降償還予定地方債残高、障害児療育センター設置費用負担金の他に退職手当引当金を計上しております。

流動負債は18億2,243万5千円で、翌年度償還予定地方債償還額、障害児療育センター設置費用負担金（翌年度負担分）を計上しております。

【純資産の部】

純資産は、329億4,846万4千円となっています。

公共資産等整備国県補助金等が107億1,470万7千円、公共資産等整備一般財源等が196億7,540万9千円となっています。

その他一般財源等は、純資産のうち公共資産等整備国県補助金等と公共資産等整備一般財源及び資産評価差額を差除いたものを計上することから、25億5,834万8千円となっています。

2 行政コスト計算書

(1) 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、町が1年間に提供した行政サービスに要したコストと、その財源である負担金や使用料などの収入を明らかにしたものです。貸借対照表が将来世代も利用できる資産の形成を示しているのに対し、行政コスト計算書は、人的なサービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスの活動実績をコストという側面から把握したものです。

【行政コスト計算書の構成】

計上項目		内 容
経 常 行 政 コ ス ト	人件費	給与費等から退職手当や前年度賞与引当金計上額を除いた額
	退職手当金繰入額	退職手当及び当該年度に引当金として新たに繰り入れた額
	賞与引当金繰入額	当該年度の貸借対照表に計上した賞与引当金の額
	物件費	旅費、光熱水費、委託料、備品購入費などの経費
	維持補修費	施設などの維持修繕に要する経費
	減価償却費	有形固定資産の経年劣化等に伴い、価値が減少したと認められる金額
	社会保障給付	障害者や高齢者に対する援護措置、児童手当等の給付、生活保護などに要する経費
	補助金等	一部事務組合負担金や各種団体に対する補助金など
	他会計等への支出額	特別会計など他会計に対する繰出金など
	他団体への公共資産整備補助金等	投資的経費のうち、他団体等への補助金など（町の所有とならない資産が形成される場合）
	支払利息	地方債及び一時借入金の利子支払額
	回収不能見込計上額	町税や使用料などのうち、回収不能見込額として新たに貸借対照表に計上した金額及び当該年度の不能欠損額
	その他行政コスト	農業関係に係る利子補給など未払金（長期含む）として新たに貸借対照表に計上した金額や上記以外の行政コスト
経常収益	使用料・手数料 分担金・負担金 ・寄附金	当該年度の収入額と、長期延滞債権及び未収金として新たに貸借対照表に計上した額

(2) 普通会計行政コスト計算書
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

表の挿入

(3) 普通会計行政コスト計算書の概要

【経常行政コスト】

平成22年度の経常行政コストの総額は、93億3,763万2千円となっています。

人にかかるコストである人件費・退職手当引当金繰入額合計は、19億1,676万円で、経常行政コストにおける構成比は20.5%となっています。

物にかかるコストである物件費・維持補修費・減価償却費の合計は、35億3,823万円で、構成比は37.9%となっています。

移転収支的なコストである社会保障給付は、7億5,785万2千円で構成比8.1%となっています。補助金等は、9億896万7千円で構成比は9.7%となっています。

また、他会計等への支出額は、各特別会計への繰出金で17億5,032万8千円、構成比は18.7%となっています。

その他のコストである支払利息と回収不能見込計上額の合計は、2億7,949万3千円で、構成比は3.0%となっています。

【経常収益】

経常収益の総額は4億1,141万9千円で、高齢者いきがい施設、浜坂海岸レクリエーションセンター、ケーブルテレビ、町民バス、多目的集会施設、肉用牛管理施設、サンシーホール浜坂、先人記念館等の施設使用料、児童福祉施設保護者負担金及びふるさと寄付金等からなります。

【純経常行政コスト】

以上の結果、経常行政コストから経常収益を差し引いた純経常行政コストは、88億9,862万4千円となっています。

3 純資産変動計算書

(1) 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部について、会計年度中の動きを表すために新しく作成しました。公共資産整備及び行政コストに対する財源投入や、国県補助金や町税等の収入により、貸借対照表の純資産がどのように増減しているかを明らかにしています。貸借対照表の純資産の部は、これまでの世代が負担してきた部分ですので、1年間でこれまでの世代が負担してきた部分が増えたのか減ったのかわかることとなります。

【純資産変動計算書の構成】

表頭は、貸借対照表の純資産の部と同様で「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」となっています。表側の「期首純資産残高」は、前年度貸借対照表の純資産と一致し、「期末純資産残高」は当年度貸借対照表の純資産と一致するようになっています。表側のそのほかの計上項目の主なものは以下のとおりです。

計上項目		内 容
純経常行政コスト		行政コスト計算書における純経常行政コスト
一般財源	地方税	町税の当該年度収入額＋長期延滞債権及び未収金として新たに貸借対照表に計上した額
	地方交付税	普通交付税及び特別交付税
	その他の行政コスト 充当財源	地方譲与税、各種補助金、財産収入、繰入金、諸収入の当該年度収入額＋長期延滞債権及び未収金として新たに貸借対照表に計上した額
補助金等受入		国庫支出金及び県支出金
臨時損益	災害復旧事業費	災害復旧事業に要した額
	公共資産除売却損益	公共資産の売却に伴う財産売却収入額
	投資損出	投資及び出資金の時価又は実質価格が取得価格（決算書における残高）に比べ下落した場合の当該下落額
科目振替	公共資産整備への財源投入	貸借対照表の公共資産を整備するために投じられた財源（充当された国・県支出金及び地方債の額を除く）の変動
	公共資産処分による財源増	公共資産の売却等により、公共資産整備にかかる財源から、その他一般財源へ振り替わった額
	貸付金・出資金等への財源投入	投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の積立等に投じられた財源の変動
	貸付金・出資金等の回収等による財源増	投資及び出資金の処分、貸付金の回収、基金の取崩し等による財源の変動
	減価償却による財源増	減価償却により、公共資産整備にかかる財源から、その他一般財源へ振り替わった額
	地方債償還に伴う財源振替	地方債元金償還額に負担した一般財源を、その他一般財源から公共資産整備一般財源へ振り替えた額
資産評価替えによる変動額		資産の評価替えを行った際の差額や貸借対照表に計上した資産を評価することにより生じた評価差額など

(2) 普通会計純資産変動計算書
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

表の挿入

(3) 普通会計純資産変動計算書の概要

【純経常行政コストと一般財源及び補助金等受入】

純経常行政コスト88億9,862万4千円に対し、一般財源、補助金等受入（公共資産等整備分除く）の合計が89億1,463万4千円となっています。したがって1,601万円の財源余剰となり純資産残高が増えたことがわかります。

【臨時損益】

経常的なコスト等のほかに、災害復旧事業費や公共資産除却損益、投資及び出資金の時価もしくは実質価格の下落による投資損失など、臨時的な要因によるコストや収入も発生します。

【科目振替】

① 公共資産整備への財源投入、貸付金・出資金等への財源投入

財源として拘束されていなかった一般財源が、公共資産や貸付金、出資金等の財源として使用され、公共資産等整備一般財源として拘束されることを表しています。

5億357万4千円の一般財源が公共資産整備に、11億200万円の一般財源が貸付金、出資金等に投入されたことがわかります。

② 公共資産処分による財源増、貸付金・出資金等の回収等による財源増

2億4,855万8千円の一般財源が貸付金の返還などにより回収されたことがわかります。

③ 減価償却による財源増

②と同様に、公共資産等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の減価償却に伴い一般財源として回収されたことを表しています。20億2,769万1千円が回収されたこととなります。

④ 地方債償還に伴う財源振替

公共資産等整備の財源として発行した地方債の元金を償還することにより、地方債により賄われていた部分が一般財源に置き換わることとなります。

すなわち、公共資産等整備財源として発行した地方債の元金を償還することは、公共資産等整備への財源投入と同じ性質を持つということです。

これらの純資産変動の結果、全体として3,947万5千円の純資産増加がありました。公共資産等に投入された国県補助金等が1億4,911万1千円、一般財源等が5億6,794万4千円それぞれ減少し、非拘束的なその他一般財源等は、7億5,653万円増加していることがわかります。

4 資金収支計算書

(1) 資金収支計算書とは

資金収支計算書は、行政活動を歳計現金（＝資金）の流れからみたものであり、会計年度内における資金の増減内訳を示しています。「経常的収支の部」「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」の3つの区分を用いて表示することにより、行政活動別の資金収支を明確にしています。

【資金収支計算書の構成】

[1] 経常的収支の部

経常的に行われる行政活動から発生する資金収支を計上しています。具体的には、町税、使用料、手数料などの収入と、人件費、物件費、社会保障給付、支払利息、建物等の維持管理費などの支出を計上しています。

財政指標の一つである「経常収支比率」の考え方と同様で、「経常的収支の部」の黒字額が小さい場合には財政構造が硬直化していることとなります。

[2] 公共資産整備収支の部

支出には、自団体に整備する公共資産整備支出、他団体に補助金を支出して公共資産を整備する公共資産整備補助金等支出、他会計への繰出金や出資金等のうち建設費に充てられたものが計上されています。収入には、その財源となる国県補助金、地方債発行額などが計上されています。

「公共資産整備収支の部」の不足額は、「経常的収支の部」の黒字額の範囲内に抑えることが望ましいと言えます。

[3] 投資・財務的収支の部

支出には、貸付金、基金積立金、他団体等に対する出資、地方債の元金償還額、他会計の繰出金や出資金等のうち地方債の元金償還に充てられたものなどが計上されています。収入には、貸付金の返還金や公共資産の売却収入のほかに、上記支出の財源となった地方債などが計上されています。

[4] 注記

欄外に、資金収支計算書に含まれていない一時借入金の借入限度額を計上しました。

また、地方債の発行・償還や財政調整基金等の積立・取崩しを全体の収支から除いた基礎的な収支情報（プライマリーバランス）を計上しました。

(2) 普通会計資金収支計算書
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

表の挿入

(3) 普通会計資金収支計算書の概要

経常的収支は、32億7,315万1千円の黒字となりました。

支出の主なものは、人件費が16億6,922万8千円、物件費が14億1,186万4千円、社会保障給付が7億5,785万2千円、補助金等が9億896万7千円などで合計額は61億7,305万3千円です。

収入の主なものは、地方税が14億7,067万4千円、地方交付税が51億8,307万3千円、国県補助金等が11億2,143万6千円、使用料及び手数料が4億19万円、地方債発行額が6億703万9千円で合計額は94億4,620万4千円です。

公共資産整備収支は、5億2,182万2千円の不足となりました。

支出の主なものは、公共資産整備支出が12億9,225万9千円です。

収入の主なものは、国県補助金等が4億6,921万4千円、地方債発行額が5億5,000万円です。

投資・財務的収支は、23億3,739万6千円の不足となりました。

支出の主なものは、地方債の償還額が14億2,032万8千円、他会計等への公債費充当財源繰出支出が8億6,698万8千円、貸付金1億4,000万円、基金積立額2億8,171万9千円などです。

収入の主なものは、貸付金回収額が1億9,032万円、公共資産等売却収入573万3千円などです。

公共資産整備収支の不足額（5億2,182万2千円）と投資・財務的収支の不足額（23億3,739万6千円）は、経常的収支の黒字額（32億7,315万1千円）で補てんしていることがわかります。

これらの収支の結果、平成22年度の歳計現金の増減額は4億1,393万3千円の増となり、期末歳計現金残高は5億6,077万6千円となっています。

第3 財務諸表に基づく財務分析（平成22年度）

1. 町民一人当たり貸借対照表

貸借対照表や行政コスト計算書そのものでは、人口規模等の違いにより、他団体との単純な比較が困難ですが、町民一人当たりの数値に置き直すことにより、他団体との比較がしやすくなり、より実感しやすい数値となります。

【表1】町民一人当たり貸借対照表

（単位：千円）

	普通会計	町民一人当たり		普通会計町	町民一人当たり
公共資産	44,995,099	2,694	固定負債	16,037,776	960
投資等	4,587,355	275	流動負債	1,822,435	109
流動資産	1,226,221	73	負債合計	17,860,211	1,069
資産合計	50,808,675	3,042	純資産合計	32,948,464	1,973

※平成23年3月31日時点の住民基本台帳人口（外国人を除く）16,701人を基に計算しています。

平成22年度の町民一人当たり貸借対照表によると、町民一人当たりの公共資産は269万4千円であり、将来の資金流入をもたらす投資等及び流動資産を合わせると、資産合計は304万2千円となっています。一方、将来負担を表す町民一人当たりの負債は106万9千円（対前年比1万5千円増）となっています。

都市における平均的な値は一人当たり資産が100万円～300万円、一人当たり負債が30万円～100万円といわれており、新温泉町では比較的規模の大きい行財政運営がなされていることがわかります。

2. 社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産に対する純資産の大きさを見ることで、公共資産を形成するにあたりこれまでの世代（過去及び現世代）がどれだけ負担してきたのかが分かります。一方、公共資産に対する地方債の大きさに着目すると、今後の世代が負担しなければならない割合がわかります。

社会資本形成の過去及び現世代負担比率（%）＝純資産÷公共資産合計×100

社会資本形成の将来世代負担比率（%）＝地方債残高÷公共資産合計×100

【表2】社会資本形成の世代間負担比率

項	目	平成22年度
公共資産合計（千円）A		44,995,099
純資産合計（千円）B		32,948,464
地方債残高（千円）C		14,604,983
社会資本形成の過去及び現世代負担比率（%）B÷A		73.2%
社会資本形成の将来世代負担比率（%）C÷A		32.5%

社会資本の投資に当たっては、将来世代負担比率は低い方が財政的には健全といえますが、

世代間負担の公平を図るためには、過去及び現役世代が過度に負担することも適当ではありません。

新温泉町の平成22年度の社会資本形成の過去及び現世代負担比率は73.2%、社会資本形成の将来世代負担比率は32.5%となっています。平均的な値としては、過去及び現世代負担比率は50%～90%の間、将来世代負担比率は15%～40%の間であるとされており、新温泉町社会資本形成の負担割合は平均的な部類に入ります。

3. 歳入額対資産比率・歳入額対純資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。また、歳入総額に対する純資産の比率を計算することにより、これまでの世代による社会資本の形成が何年分の歳入に相当するかが分かります。

$\text{歳入額対資産比率} = \text{資産合計} \div \text{歳入総額}$
--

【表3】歳入額対資産比率・歳入額対純資産比率

項 目	平成22年度
資産合計（千円）A	50,808,675
純資産合計（千円）B	32,948,464
歳入総額（千円）C	11,048,781
歳入額対資産比率（年）A÷C	4.6

一般的に、この比率が高ければ高いほど社会資本の整備が進んでいるといわれますが、一方でそれら社会資本の維持管理に多額の経費が必要となります。新温泉町の平成22年度の歳入額対資産比率は4.6年（前年4.7年）、歳入額対純資産比率は3.0年（前年3.1年）となっています。

歳入額対資産比率の平均的な値は、3.0～7.0の間となっています。

4. 有形固定資産の行政目的別割合

貸借対照表に計上された有形固定資産の行政目的別割合を見ることにより、行政分野ごとの公共資産形成の比重を把握することができます。

【表4】有形固定資産の行政目的別割合

（単位：千円）

項 目	平成22年度	構成割合（%）
生活インフラ・国土保全	14,941,796	33.2%
教育	10,487,099	23.3%
福祉	1,577,092	3.5%
環境衛生	3,159,223	7.0%
産業振興	10,396,784	23.1%
消防	465,104	1.1%
総務	3,943,246	8.8%
有形固定資産合計	44,970,344	100.0%

平成22年度においては、「生活インフラ・国土保全」の割合が33.2%と高く、ついで「教育」の割合が23.3%、「産業振興」の割合が23.1%となっており、小中学校や社会教育施設、道路

や公園、農業生産基盤などの整備に重点をおいてきたことがわかります。

5. 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に比して償却資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

$$\text{資産老朽化比率 (\%)} = \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産合計} - \text{土地} + \text{減価償却累計額}) \times 100$$

【表5】資産老朽化比率

(単位：千円)

平成22年度	償却資産 取得価格A	減価償却 累計額B	資産老朽化 比率B÷A
生活インフラ・国土保全	19,677,272	7,646,933	38.9%
教育	15,906,256	5,886,926	37.0%
福祉	3,554,394	2,224,971	62.6%
環境衛生	7,540,041	4,531,224	60.1%
産業振興	26,058,695	17,184,573	65.9%
消防	1,249,093	1,005,870	80.5%
総務	6,053,404	3,490,437	57.7%
有形固定資産合計	80,039,155	41,970,934	52.4%

消防が80.5%であり、施設の老朽化比率が高くなっていることがわかります。なお、資産全体としての平均的な値は35%~50%といわれており、新温泉町は比較的高い水準にあり、今後は施設の維持管理をする必要があると言えます。

6. 地方債の償還可能年数

自治体が負っている借金（地方債）を経常的に確保できる資金で返済した場合、何年で返済できるかを表す指標で、借金の多さや債務返済能力を測る指標です。

自治体が負っている借金を返済するには、何らかの形で資金(返済の基となるお金)を確保しなければなりません。また、安定的に返済を行っていかねばならないため、それは経常的に獲得できる資金である必要があります。

$$\text{地方債の償還可能年数 (年)} = \text{地方債残高} \div \text{経常的収支額 (地方債発行額及び基金取崩額を除く)}$$

【表6】地方債の償還可能年数

項 目	平成22年度
地方債残高 (千円)	14,604,983
経常的収支額 (千円)	3,273,151
(控除) 地方債発行額 (千円)	607,039
(控除) 基金取崩額 (千円)	36,829
地方債の償還可能年数	5.6年

新温泉町の地方債の償還可能年数は5.6年(前年7.9年)となっています。地方債の償還可能年数が小さいほど借金の経常的収支に対する負担が軽く、債務償還能力が高いこととなります。平均的な値は3年～9年であり、概ね良好であることがわかります。今後も持続可能な財政運営のため、安定的な償還財源の確保や償還財源を考慮した起債に努めることが必要です。

7. 町民一人当たり経常行政コスト

【表7】町民一人当たり経常行政コスト

<性質別行政コスト>

(単位：千円、%)

		平成22年度			平成21年度		
		金額	町民一人 当たり	構成比	金額	町民一人 当たり	構成比
人にかか る	(1)人件費	1,767,043	106	18.9%	1,832,906	108	20.2%
	(2)退職手当引当金繰入金等	43,208	3	0.5%	△98,847	△5	△1.0%
	(3)賞与引当金繰入額	106,509	6	1.1%	55,278	3	0.6%
	小計	1,916,860	115	20.5%	1,789,337	106	19.8%
物にかか る	(1)物件費	1,411,864	85	15.1%	1,399,442	83	15.5%
	(2)維持補修費	98,675	6	1.1%	67,038	4	0.7%
	(3)減価償却費	2,027,691	121	21.7%	2,038,842	120	22.5%
	小計	3,538,230	212	37.9%	3,505,322	207	38.7%
移 転 収 支 的 な	(1)社会保障給付	757,852	45	8.1%	543,382	32	6.0%
	(2)補助金等	908,967	54	9.7%	1,080,632	64	11.9%
	(3)他会計等への支出額	1,750,328	105	18.8%	1,672,704	99	18.5%
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	186,002	11	2.0%	182,048	10	2.0%
	小計	3,603,149	216	38.6%	3,478,766	205	38.4%
そ の 他	(1)支払利息	237,652	14	2.5%	269,995	16	3.0%
	(2)回収不能見込計上額	41,841	3	0.5%	15,678	1	0.1%
	(3)その他行政コスト	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	小計	279,493	17	3.0%	285,673	17	3.1%
経常行政コスト		9,337,632	559		9,059,098	535	

※平成22年度は、平成23年3月31日時点の住民基本台帳人口（外国人を除く）16,701人を基に計算しています。

※平成21年度は、平成22年3月31日時点の住民基本台帳人口（外国人を除く）16,944人を基に計算しています。

<目的別行政コスト>

(単位：千円、%)

	平成22年度			平成21年度		
	金額	町民一人当たり	構成比	金額	町民一人当たり	構成比
生活インフラ・国土保全	1,182,257	71	12.7%	1,119,063	66	12.4%
教育	1,113,838	67	11.9%	1,094,682	65	12.1%
福祉	1,980,261	119	21.2%	1,725,446	102	19.0%
環境衛生	1,117,225	67	12.0%	1,031,300	61	11.4%

産業振興	1,713,730	103	18.4%	1,757,826	104	19.4%
消防	441,851	26	4.7%	433,790	25	4.8%
総務	1,410,077	84	15.1%	1,506,287	89	16.6%
議会	98,898	6	1.1%	105,005	6	1.1%
支払利息	237,652	14	2.5%	269,995	16	3.0%
回収不能見込額	41,841	3	0.4%	15,678	1	0.2%
その他行政コスト	3	0	0.0%	26	0	0.0%
経常行政コスト	9,337,632	559		9,059,098	535	

※平成22年度は、平成23年3月31日時点の住民基本台帳人口（外国人を除く）16,701人を基に計算しています。

※平成21年度は、平成22年3月31日時点の住民基本台帳人口（外国人を除く）16,944人を基に計算しています。

「1. 町民一人当たり貸借対照表」では町民一人当たり貸借対照表を見ましたが、行政コスト計算書を町民一人当たりで見ることにより、1年間の行政サービスに要したコストを把握することができます。

平成22年度の町民一人当たりのコストの合計額は55万9千円であり、その内訳を性質別に見ると、社会保障給付や補助金、特別会計（国保・介護など）への繰出金である移転収支的なコストが21万6千円と最も大きく、次いで、物件費や減価償却費などの物にかかるコストが21万2千円となっており負担が比較的大きいことが分かります。また、人件費などの人にかかるコストが11万5千円となっています。

次に、目的別に見ると福祉が11万9千円で最も大きく、次いで、産業振興が10万3千円、総務が8万4千円、生活インフラ・国土保全が7万1千円、教育と環境衛生が6万7千円となっています。

合計コストにおける平均的な値は都市で20万円～50万円となっており、新温泉町は比較的高い水準にあると言えます。

8. 行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているかを分析することができます。

$$\text{行政コスト対公共資産比率 (\%)} = \text{経常行政コスト} \div \text{公共資産} \times 100$$

【表8】行政コスト対公共資産比率

(単位：千円)

平成22度	経常行政コストa	公共資産b	比率(a÷b)%
生活インフラ・国土保全	1,182,257	14,941,796	7.9%
教育	1,113,838	10,487,099	10.6%
福祉	1,980,261	1,577,092	125.6%
環境衛生	1,117,225	3,159,223	35.4%
産業振興	1,713,730	10,396,784	16.5%
消防	441,851	465,104	95.0%
総務	1,410,077	3,943,246	35.8%
計	8,959,238	44,970,344	19.9%

新温泉町の行政コスト対公共資産比率は、行政目的ごとの比率はかなりバラつきますが、消防、環境衛生、福祉などの比率は他の自治体も同様の傾向と考えられます。

全体では19.9%であり、平均的な値は10%～30%の間の比率といわれ、本町は平均的な値を示しています。

9. 受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。行政コスト計算書では目的別に受益者負担割合を算定することができます。

$$\text{受益者負担比率 (\%)} = \text{経常収益} \div \text{経常行政コスト} \times 100$$

【表9】受益者負担比率

項	目	平成22年度
経常収益 (千円)		439,008
経常行政コスト (千円)		9,337,632
受益者負担比率 (%)		4.70%

新温泉町の平成22年度の受益者負担比率は、4.70%となっています。

平均的な値は、2%～8%の間の比率といわれ、本町は概ね平均的な値を示しています。

10. 行政コスト対税収等比率

行政コストに対する税収等（一般財源等）の比率を見ることによって、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストのうち、どれだけを当年度の負担で賄ったのかを把握することができます。

比率が100%を下回っている場合は、翌年度以降へ引き継ぐ資産を蓄積したか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたこと（もしくはその両方）を表しており、逆に、比率が100%を上回っている場合は、過去から蓄積した資産を取り崩したか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したこと（もしくはその両方）を表しています。また、比率の数値が100%から乖離しているほど、それらの割合が高いこととなります（平均的には100%±10%の範囲内の数値となります）。

$$\text{行政コスト対税収等比率 (\%)} = \text{純経常行政コスト} \div (\text{一般財源} + \text{補助金等受入 (その他一般財源等)}) \times 100$$

【表10】行政コスト対税収等比率

項	目	平成22年度
純経常行政コスト (千円)		8,898,624
一般財源 (千円)		7,301,552
補助金等受入 (千円)		1,613,082
行政コスト対税収等比率		99.8%

新温泉町の行政コスト対税収等比率は99.8%となっており、資産を取り崩していることが考えられます。

1 1. 基礎的財政収支

資金収支計算書に注記されている基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、地方債の発行や償還等の影響を除いた財政収支で、次の式により計算されます。

これがゼロあるいはプラスであれば実質的な地方債の増加率は長期金利以下となり、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する地方債の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）	
＝	「歳入総額 － （繰越金＋地方債発行額＋財政調整基金等の取崩額）」
－	「歳出総額 － （地方債元利償還額＋財政調整基金等の積立額）」

【表11】 基礎的財政収支 （単位：千円）

項 目	平成22年度
収入総額（歳入総額－繰越金）	10,755,095
地方債発行額	1,304,139
財政調整基金等取崩額	36,829
支出総額（歳出総額）	10,488,005
地方債元利償還金	1,420,328
財政調整基金等積立額	281,769
基礎的財政収支	628,219

平成22年度における新温泉町の基礎的財政収支は、6億2,821万9千円のプラスになっています。

【注】本分析で用いられている「平均的な値」は、監査法人トーマツ監修による「新地方公会計制度の徹底解説」を参考にしたものです。

第4 連結財務諸表

1 連結財務諸表の基本前提

(1) 連結財務諸表作成における連結内部の残高及び取引高の相殺消去

連結財務諸表は、連結の範囲となる普通会計、公営事業会計、第三セクター等の個々の行政サービス実施主体を一つの行政サービス実施主体とみなして作成します。

そこで、連結財務諸表では、普通会計と公営事業会計の決算数値を単純に合算した際に生じる「補助金等支出」と「補助金等収入」をそれぞれ減額します。この減額を「連結内部の取引高の相殺消去」といいます。

また、普通会計が第三セクター等に出資等を行っている場合もこれを一つの行政サービス実施主体と考えると、出資金等は単に金銭の置き場所が変わったに過ぎない。これについても、普通会計と第三セクター等の個々の財務諸表から減額することとなります。この減額を「連結内部の残高の相殺消去」といいます。

(2) 第三セクター等の連結判断のめやす

～新地方公会計制度実務研究会報告書・総務省～ (抜粋)

- ・地方公共団体の出資比率が50%以上の法人はすべて連結対象とする。
- ・地方公共団体の出資比率が25%以上50%未満の法人については、役員の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的な主導的立場を確保していると認められる場合には、連結対象とする。
- ・これら判断の基礎となる出資金・出捐金等は、普通会計もしくは第三セクター等の貸借対照表において投資及び出資金として計上されていなければならないことに留意する。
- ・株式会社、財団法人のほか、社会福祉協議会などの社会福祉法人や社団法人等も含まれることに留意する。

2 連結対象団体一覧

		区 分	名 称
連 結	地方公共団体 (新温泉町)	普通会計	一般会計 浜坂地区残土処分場事業特別会計 温泉地区残土処分場事業特別会計 コミュニティ・プラント事業特別会計
		公営企業会計	浜坂温泉配湯事業会計 水道事業会計 公立浜坂病院事業会計
		その他の会計	国民健康保険事業特別会計 老人保健事業特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険事業特別会計 簡易水道事業特別会計 七釜温泉配湯事業特別会計 下水道事業特別会計
	一部事務組合・広域連合	美方郡広域事務組合 北但行政事務組合 但馬広域行政事務組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合	
	第三セクター等	株式会社湯村温泉愛宕山観光 株式会社温泉町夢公社	